

国立大学法人千葉大学西千葉地区構内における
車両の交通規制実施要領

(目的)

- 1 この要領は、千葉大学西千葉地区構内（以下「構内」という。）における歩行者の安全を図るとともに、車両（自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（以下（バイク）という。側車付きのものを含む。）及び軽車両（自転車及び荷車等）をいう。以下同じ。）の円滑な運行並びに構内環境の保持を目的とする。

(入構車両の規制)

- 2 車両（荷車等を除く）で入構する者は、緊急等の場合を除き西千葉地区構内への入構許可を受けなければ入構はできないものとする。

(遵守事項)

- 3 構内において車両を運行する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 歩行者の安全を第一とし、道路標識及び標示にしたがって運行すること。
 - 二 自動車・バイクは、時速20km以下を厳守すること。
 - 三 自転車・荷車等は、時速10km以下を厳守すること。
 - 三 バイクによる構内道路（北門から専用駐車場までの道路は除く。）の走行は禁止する。但し、通行許可を受けた者、郵便車及び新聞配達車又は北門の通行ができない場合を除く。

なお、北門の通行ができない場合は、構内外周道路を最徐行で正門まで走行する。
 - 四 駐輪・駐車場以外の場所に駐輪・駐車しないこと。但し、緊急時等の場合を除く。
 - 五 火災等緊急事態が発生した場合で、臨時に規制が行なわれたときは、その指示に従うこと。

(駐車許可証の表示箇所)

- 4 構内において、車両を運行し又は駐輪・駐車する場合は、入構許可証を次の位置に表示するものとする。
 - 一 自動車においては、駐車許可証を運転席前面の位置とする。
 - 二 バイク及び自転車等においては、原則として後輪カバー等の位置とし、後輪カバーのない場合は他の見えやすい位置とする。

(指導・取締り)

- 5 構内を運行する車両及び歩行者に対し、交通安全のための指導並びに取締りが行われた時はその注意及び指示に従うものとする。

(違反車両に対する措置)

- 6 この要領に定める各事項及び交通規制実施細目の各事項に違反した車両については、入構を禁止する等の措置をとるものとする。

(道路交通法との関係)

- 7 この要領及び交通規制実施細目で定めるもの及び特段の指示がある場合のほか、構内における車両の運行方法及び事故処理等については、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定を準用する。

(緊急自動車の特例)

- 8 この要領は、緊急自動車（消防車・救急車・警察車両等をいう。）については、適用しない。

(雑則)

- 9 この要領の実施にあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行とする。

この要領は、平成18年4月1日から改正とする。

この要領は、平成23年2月1日から改正とする。